

## 令和4年第6回

### 遠軽町議会定例会会議録（第3号）

令和4年9月14日（水）午前10時00分開議

---

#### ◎本日の会議に付議した事件

- 会議録署名議員の指名について
- 日程第33 議案第17号 令和4年遠軽町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第34 認定第1号 令和3年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について  
（付託案件） （決算審査特別委員会報告、会期中審査）
- 日程第35 認定第2号 令和3年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定  
について  
（付託案件） （決算審査特別委員会報告、会期中審査）
- 日程第36 認定第3号 令和3年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認  
定について  
（付託案件） （決算審査特別委員会報告、会期中審査）
- 日程第37 認定第4号 令和3年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ  
いて  
（付託案件） （決算審査特別委員会報告、会期中審査）
- 日程第38 認定第5号 令和3年度遠軽町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算  
認定について  
（付託案件） （決算審査特別委員会報告、会期中審査）
- 日程第39 認定第6号 令和3年度遠軽町水道事業会計決算認定について  
（付託案件） （決算審査特別委員会報告、会期中審査）
- 日程第40 認定第7号 令和3年度遠軽町下水道事業会計決算認定について  
（付託案件） （決算審査特別委員会報告、会期中審査）
- 日程第41 意見案第1号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書
- 日程第42 意見案第2号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、  
「30人以下学級」など教育予算確保・拡充を求める意見  
書
- 日程第43 意見案第3号 加齢性難聴への補聴器購入のための国の助成を求める意見  
書

日程第 4 4

常任委員会所管事務調査報告

日程第 4 5

常任委員会及び議会運営委員会所管事務調査通知

◎出席議員（16名）

議長	16番	杉本信一君	15番	竹中裕志君
	1番	白幡隆一君	2番	秋元直樹君
	3番	黒坂貴行君	4番	阿部君枝君
	5番	渡部正騎君	6番	戸松恵子君
	7番	山本悟君	8番	佐藤昇君
	9番	佐藤登君	10番	山谷敬二君
	11番	前島英樹君	12番	佐藤和徳君
	13番	渡辺清夏君	14番	今村則康君

◎欠席議員（0名）

◎列席者

町長	佐々木修一君	教育長	河原英男君
代表監査委員	村瀬光明君		

◎説明員

副町長	舟木淳次君	総務部長	鈴木浩君
民生部長	堀嶋英俊君	経済部長	澤口浩幸君
経済部技監	内野清一君	総務課長	堂前政好君
情報管財課長	吉岡秀利君	企画課長	中原誉君
財政課長	今井昌幸君	ジオパーク推進課長	松村愉文君
保健福祉課長	岩井誠志君	住民生活課長	古賀伸次君
子育て支援課長	太田貴幸君	商工観光課長	長原裕一君
建設課長	井上隆広君	水道課長	大川寿雄君
生田原総合支所長	今泉郁夫君	生田原総合支所参事	大泉勝義君
丸瀬布総合支所長	加藤政勝君	白滝総合支所長	村上裕和君
白滝総合支所参事	小野寺悟君	会計管理者	奥山隆男君
教育部長	佐藤祐治君	総務課長	西聡君
社会教育課長	水野徹君	監査委員事務局長	成中克也君
選挙管理委員会事務局長	堂前政好君	農業委員会事務局長	広瀬淳次君

◎議会事務局職員出席者

事務局長 小野寺 正彦 君      事務局参事 成中 克也 君  
事務局係長 田中 郁美 君

---

◎開議宣告

○議長（杉本信一君） ただいまの出席議員は16人であります。  
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

◎会議録署名議員の指名について

○議長（杉本信一君） 本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、白幡議員、山谷議員を指名します。

---

◎議事日程追加の議決

○議長（杉本信一君） お諮りします。  
お手元に配付しました議事日程追加表のとおり、議案が提出されております。これを日程に追加し、議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。  
したがって、議事日程追加表のとおり日程に追加し、議題とすることに決定しました。

---

◎日程第33 議案第17号

○議長（杉本信一君） 日程第33 議案第17号令和4年度遠軽町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

提出者の説明を求めます。

今井財政課長。

○財政課長（今井昌幸君） 議案第17号令和4年度遠軽町一般会計補正予算（第6号）について説明いたします。

令和4年遠軽町一般会計補正予算（第6号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,339万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を175億5,085万4,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により説明いたします。

継続費の変更は、「第2表継続費補正」により説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の1、歳入から説明いたします。

15款国庫支出金につきましては、2項国庫補助金に162万7,000円を追加し、総額を15億3,254万2,000円とするものです。

19款繰入金につきましては、1項基金繰入金に10万円を追加し、総額を10億9,268万円とするものです。

20款繰越金につきましては、1項繰越金に1,166万5,000円を追加し、総額を3億7,352万4,000円とするものです。

これにより、歳入合計175億3,746万2,000円に1,339万2,000円を追加し、総額を175億5,085万4,000円とするものです。

次に、2、歳出について説明いたします。

2ページをお開き願います。

2款総務費につきましては、1項総務管理費に162万7,000円を追加し、総額を34億8,623万円とするものです。

10款教育費につきましては、1項教育総務費に376万5,000円を追加。5項社会教育費に800万円を追加し、総額を14億6,586万9,000円とするものです。

これにより、歳出合計175億3,746万2,000円に、1,339万2,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の175億5,085万4,000円とするものです。

次に、第2表継続費補正について説明いたします。

3ページを御覧ください。

2款総務費1項総務管理費、子ども広場整備事業につきましては、建築主体工事に係る建設資材価格の高騰により継続費を追加する必要が生じたため、総額を3億9,423万8,000円、令和5年度の年割額を3億6,023万8,000円に変更するものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略いたしまして、3、歳出から説明いたします。

9ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費16目新型コロナウイルス感染症対策費、新型コロナウイルス感染症対策事業162万7,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、修学旅行が当初計画から変更となった場合及び不参加となった児童生徒のキャンセル料を町が負担するものであり、南小学校、安国中学校及び遠軽中学校に係る修学旅行キャンセル料負担金を計上するものです。

11ページをお開き願います。

10款教育費1項教育総務費3目教育振興費、教育振興一般経費376万5,000円につきましては、南中学校の東日本学校吹奏楽大会出場、遠軽小学校・東小学校・南小学校の北海道小学生バンドフェスティバル出場、遠軽中学校の北海道マーチングコンテスト出場に係る学校行事負担金を追加するものです。

13ページをお開き願います。

5項社会教育費1目社教育総務費、社会教育各種大会参加費助成事業800万円につきましては、遠軽高等学校吹奏楽局の全日本吹奏楽コンクール出場に係る社会教育振興補助金を追加するものです。

次に、2、歳入について説明いたします。

7ページをお開き願います。

15 款国庫支出金 2 項国庫補助金 1 目総務費国庫補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 162 万 7,000 円の追加です。

19 款繰入金 1 項基金繰入金 3 目まちづくり振興基金繰入金 10 万円につきましては、まちづくり振興基金繰入金の追加です。

20 款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金 1,166 万 5,000 円につきましては、前年度繰越金の追加です。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

質疑は第 1 表歳入歳出予算補正予算を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の 3、歳出より各款ごとに行います。

2 款総務費、9 ページ、10 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 10 款教育費、11 ページから 14 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 次に、2、歳入に入ります。

15 款国庫支出金、7 ページ、8 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 19 款繰入金、7 ページ、8 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 20 款繰越金、7 ページ、8 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 次に、第 2 表継続費補正、3 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第 17 号令和 4 年度遠軽町一般会計補正予算（第 6 号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第 34 認定第 1 号から日程第 40 認定第 7 号

○議長（杉本信一君） 日程第 34 認定第 1 号令和 3 年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第 35 認定第 2 号令和 3 年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 36 認定第 3 号令和 3 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳

入歳出決算認定について、日程第37 認定第4号令和3年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第38 認定第5号令和3年度遠軽町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第39 認定第6号令和3年度遠軽町水道事業会計決算認定について、日程第40 認定第7号令和3年度遠軽町下水道事業会計決算認定について、一括して議題といたします。

付託しました決算審査特別委員会から、審査報告書が提出されております。

決算認定7件について、委員長の報告を求めます。

山本決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長（山本 悟君） 令和3年度決算審査特別委員会委員長報告をいたします。

令和3年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定及び各特別会計歳入歳出決算認定について、審査の結果を報告します。

令和4年第6回遠軽町議会定例会におきまして、本委員会に付託されました認定第1号令和3年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定から、認定第7号令和3年度遠軽町下水道事業会計決算認定までの7件につきましては、議長及び議会選出の監査委員を除く、全議員による決算審査特別委員会を9月8日に設置し、議会会期中の9月8日から13日までの間4日間にわたり決算審査を実施したところです。

決算審査期間中、理事者におかれましては資料提供や担当職員の説明などに御協力をいただき、決算審査を効率的に進めることができましたことに対し、厚く御礼を申し上げる次第です。

令和3年度の各会計歳入歳出決算認定7件につきましては、審査の結果、審査報告書のとおり意見を付して認定することに決定しました。

意見につきましては、当委員会でもとめましたので別紙を読み上げて報告します。

別紙をお開きください。

認定第1号令和3年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について報告します。

1、町税について。

町税については、収入未済額が1億9,314万9,000円で、前年度の収入未済額と比較して506万1,000円の2.7%増となっている。

自主財源確保のため、納税意識を高め、税負担の公正・公平を期する観点から、滞納繰越額の解消に努め、より一層収納率の向上に努めるべきである。

2、安定した地域医療の確保について。

長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により、病院・診療所の経営は極めて厳しい。

今後も安心して医療を受けることができるように、引き続き診療体制の確保に努めるべきである。

3、町営住宅管理事業について。

町営住宅使用料（町営住宅浄化槽使用料を含む。）の収入未済額が3,472万5,000円は、前年度と比較して368万8,000円の増となっている。早期回収に努めるべきである。

なお、口頭で申し伝えます事項は次のとおりです。

経済部所管施設の所管見直しについて。

町村合併から16年が経過し、経済部所管施設、例として白滝活性化施設、ゲートボール公園管理事業などについては、その用途が変化していることから、条例改正等の手続を要するが、現在の利用状況に鑑み、用途に則した部署に移管すべきである。

以上で、令和3年度決算審査特別委員会の委員長報告を終わります。

○議長（杉本信一君） 委員長への質疑を行わないことになっております。

これより、一括上程しました決算認定7件を採決いたします。

採決は、認定第1号令和3年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第7号令和3年度遠軽町下水道事業会計決算認定についてまで、決算認定7件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長報告は、認定であります。

本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

---

#### ◎日程第41 意見書案第1号

○議長（杉本信一君） 日程第41 意見案第1号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

黒坂議員。

○3番（黒坂貴行君） 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書について、読み上げて説明をいたします。

北海道は、豊かで美しい自然環境に恵まれ、広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食を強みに、我が国の食糧供給を担うとともに、本道特有の歴史・文化や気候風土などを有しており、こうした北海道ならではの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指しています。

こうした中、社会資本整備を取り巻く環境は、激甚化・頻発化する自然災害や日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震等のリスク増大のほか、今後、一斉に更新期を迎える橋梁などの公共施設の老朽化など、様々な問題を抱えています。

今後は、北海道の強みである食や観光に関連する地域（生産空間）が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、平常時・災害時を問わない北海道を支える基盤の確立に向け、防災・



減災、国土強靱化に資する社会資本の整備を図ることが必要です。

こうした中、地方財政は依然として厳しい状況にあることから、国と地方の適切な役割分担の下、防災・減災、国土強靱化に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要です。

よって、国においては、次の事項について特段の措置を講ずることを強く要望いたします。

一つ、国土強靱化に資する社会資本の整備・管理が長期安定的に進められるよう、公共事業関係予算の所要額を確保するとともに、地域の実態に鑑み、予算を重点配分すること。

2、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を計画的に進めるために必要な予算・財源を確保するとともに、継続的・安定的に国土強靱化の取組を進めることが重要であることから、5か年加速化対策後も予算・財源を通常予算とは別枠で確保し、継続的に取り組むこと。

3、新広域道路交通計画に基づき、高規格道路については、着手済みの区間の早期開通、未着手区間の早期着手及び暫定2車線区間の4車線化といった機能強化を図ること。また、高規格道路と並行する国道とのダブルネットワークの構築や道路の防災対策、無電柱化などによるリダンダンシーの確保を図ること。

4、橋梁、トンネル、舗装等の老朽化対策を推進するため、点検・診断・補修などのメンテナンスサイクルを確立し、予防保全を含む戦略的な維持管理・更新事業を行うための技術的支援の拡充を図ること。

5、地域の安全な暮らしや経済活動を支える基盤づくりのため、通学路の交通安全対策などの道路整備や除排雪を含む年間を通じた維持管理の充実が図られるよう必要な予算を確保すること。

6、維持管理に活用可能な交付金制度を創設するとともに、公共施設の長寿命化について、全ての管理施設の点検や診断、補修、更新が交付対象となるよう採択要件の緩和するなど、地方負担の軽減を図ること。

7、冬期における円滑な交通確保のため、除排雪に必要な予算を確保するとともに、老朽化が進行している除雪機械等の計画的な更新・増強が可能となるよう財政支援を強化すること。

8、日本海溝・千島海溝周辺型地震に備え、避難施設、避難路などの整備及び津波対策緊急事業について、必要な予算の確保、地方負担を軽減する財政支援の充実強化を図ること。

9、堤防整備、ダム建設・再生などの対策をより一層加速するため、粘り強い堤防の整備に関する交付金制度の拡充や準用河川改修の事業要件緩和、小規模河川改修に対応した財政、技術支援制度の創設など、「流域治水」の取組に必要な財政支援をさらに強化すること。

10、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和4年9月14日、北海道遠軽町議会。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣です。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

○議長（杉本信一君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、意見案第1号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

直ちに、意見書を国会並びに関係行政庁に送付します。

---

#### ◎日程第42 意見書案第2号

○議長（杉本信一君） 日程第42 意見案第2号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充を求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

8番、佐藤議員。

○8番（佐藤 昇君） 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充を求める意見書について、提案いたします。

義務教育費国庫負担制度は、地方自治体の財政状況に左右されずに教職員を安定的に確保するために、教職員の給与の一部を国が負担する制度です。この制度における国の負担率が2006年に2分の1から3分の1に変更されました。教育の機会均等を確保するためにも、国の責任において義務教育費国庫負担制度を堅持し、国の負担率を2分の1へと復元することが重要です。

また、子どもたちへのきめ細やかな教育を実現するためには、教職員定数を抜本的に改善することによる少人数学級の実現と教職員の超勤・多忙化解消は不可欠です。公立義務教育小学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律が成立し、小学校において段階的に35人以下学級が実現することとなりました。しかし、中学

・高校については検討にとどまっています。また、実現のための教員については、これまで加配として各自治体に措置されていた人数を基礎定数化するもので、実質的な教職員増とはなっていません。早急に30人以下学級を実現し、実質的な教職員増としていくことは必要であります。

こうしたことから、国においては、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率2分の1への復元、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消、30人以下学級の実現など、教育予算の確保・拡充を図るよう意見します。

一つとして、国の責務である教育の機会均等、水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償とするよう求める。少なくとも、義務教育費国庫負担制度を堅持し、当面義務教育費国庫負担金の負担率を2分の1に復元されるよう要請する。

2、30人以下学級の早期実現に向けて、小学校1年生から中学校3年生の学級編成標準を順次改定するよう求める。また、地域の特性に合った教育環境整備、教育活動の推進、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するため、計画的な教職員定数改善による実質的な教職員増の早期実現、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置の実現のため、必要な予算の確保・拡充を図るよう要請する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和4年9月14日、北海道遠軽町議会。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生）です。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（杉本信一君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第2号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充を求める意見書を採決をいたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

直ちに、意見書を国会並びに関係行政庁に送付します。

---

### ◎日程第43 意見書案第3号

○議長（杉本信一君） 日程第43 意見案第3号加齢性難聴への補聴器購入のための国の助成を求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

戸松議員。

○6番（戸松恵子君） 加齢性難聴への補聴器購入のための国の助成を求める意見書について、提案いたします。

超高齢化社会を迎えている現在の我が国では、加齢性難聴者が年々増加している現状にあります。日本補聴器工業会の調べによれば、日本の人口に対する比率は11.3%で世界3番目に多いと報告されています。一方、補聴器の普及率（2018年）は、日本の難聴者人口の14.4%となっており、イギリス47.6%、ドイツ36.9%、フランス41%、アメリカ30.2%（2015年）に比べて非常に低い水準となっています。

その背景として、①補聴器の価格が片耳3万円から20万円と高く、保険適用もなく諸外国と比べて国からの補助体制が極めて不十分であること、②難聴治療に対しての啓蒙が適切に行われてこなかったことなどが指摘されています。欧米では確立されている公的補助制度が、日本ではいまだに確立されていません。

高齢者の多くは年金生活者であり、高額な補聴器を購入することは家計に与える影響が大きく、所有が簡単ではありません。一方で、耳が聞こえにくい・聞こえないことが高齢者の社会参加や再雇用などの大きな障害となっており、高齢になっても生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごすことができれば、認知症の予防、健康寿命の延伸、ひいては医療費の抑制にもつながります。

こうした状況に鑑み、高齢者が経済的理由によって補聴器の購入困難を強いられ、日常生活や社会的活動に制約が加わることがないように、国においては、補聴器購入に公的助成を行うよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和4年9月14日、北海道遠軽町議会。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣です。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます、説明を終わります。

以上です。

○議長（杉本信一君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第3号加齢性難聴への補聴器購入のための国の助成を求める意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。  
直ちに、意見書を国会並びに関係行政庁に送付します。

---

#### ◎日程第４４ 常任委員会所管事務調査報告

○議長（杉本信一君） 日程第４４ 常任委員会所管事務調査報告を行います。

各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務・文教常任委員長の報告を求めます。

阿部総務・文教常任委員長。

○総務・文教常任委員長（阿部君枝君） 令和３年第７回遠軽町議会臨時会におきまして、承認を得ました総務・文教常任委員会所管事務調査について、別紙のとおり調査を終了しましたので、遠軽町議会会議規則第７７条の規定により報告いたします。

次のページをお開き願います。

総務・文教常任委員会の所管事務調査の報告に当たっては、主な内容について読み上げて報告いたします。

まず、第１項の条例に関する事項として、特に（１）条例・規則の見直しについては、計画的に行うことで自治体法務の充実・強化を図るべきです。

第２項の財産管理に関する事項について、特に（１）公共施設の適正管理については、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画等により検討を行うとともに、町民に情報提供を行い、意見・要望を採り入れながら取り組むべきです。

次に、（２）未利用財産等の管理については、売却等に努めているところですが、景観の保全、環境の美化に考慮した中で、さらなる保全管理に万全を期すべきであるとともに、現行の未利用財産処分等の計画は、関係計画との整合性を図りながら見直すべきです。

第４項の事務執行に関する事項として、特に（１）の組織機構等については、職員配置を含む組織機構について、本所・総合支所の在り方、地域の実情も踏まえた効率的な組織機構等の充実を早期に図るべきです。

第５項、町税等に関する事項については、町税等の収入未済額について、町民負担の公平性を維持するため、個々の実情や実態に応じたきめ細やかな対応が必要で、町行政の運営、住民サービス提供のため滞納額の徴収対策を講じ、さらに収納率の向上を図るべきです。

第６項の学校教育に関する事項として、特に（１）教育施設の整備・充実等については、遠軽町学校施設長寿命化計画に基づき、施設の整備・充実を進めるとともに、児童・生徒数の推計による学校の適正規模・配置等について、保護者や地域住民等と検討を進めるべきです。

第７項の社会教育及び文化に関する事項について、特に（１）の生涯学習については、遠軽町社会教育施設長寿命化計画に基づき、施設の整備を進めるとともに、社会教育事業

の充実に努めるべきです。

第8項の社会体育及び健康づくりに関する事項について、体育施設の整備については、町民ニーズに加え、各種大会・合宿誘致の観点からも、遠軽町社会教育施設長寿命化計画に基づき体育施設の整備・充実に努めるべきです。

第9項のその他に関する事項について、特に(2)の陸上自衛隊遠軽駐屯地等の部隊増強・存続については、自衛隊存置の地域に及ぼす影響等を十分配慮し、第25普通科連隊及び遠軽駐屯地について、引き続き関係諸団体と連携し、遠軽駐屯地存続に係る部隊増強の要請活動を展開すべきです。

次に(3)の公共交通体系の総合的検討については、公共交通体系が崩壊しつつあることから、交通弱者などのニーズに合った公共交通体系を早急に確立すべきです。

(4)の石北線の存続については、引き続き沿線自治体や期成会と協議しながら、路線存続に向けて国や北海道に強く要望すべきです。

そして(5)の白滝ジオパーク構想の推進については、引き続き広域的に推進すべきです。

以上で、総務・文教常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

○議長(杉本信一君) 次に、民生常任委員長の報告を求めます。

渡部民生常任委員長。

○民生常任委員長(渡部正騎君) 令和3年第7回遠軽町議会臨時会において、承認を得ました民生常任委員会所管事務調査について、別紙のとおり調査を終了しましたので、遠軽町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

次のページをお開き願います。

民生常任委員会の所管事務調査の項目については、主な内容について読み上げて報告いたします。

第1項の社会福祉に関する事項については、特に(1)高齢者世帯等の支援について、遠軽町高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画に基づき、各事業の充実に努めるとともに、物価の上昇、年金減額など、高齢者世帯や生活困窮に対する支援を図るべきです。

(2)高齢者の見守り体制の充実にについては、孤立化による孤独死などは地域社会を挙げて取り組む課題であり、町は地域住民が行う見守りなどの活動を積極的に支援すべきです。

次に(3)の障がい者が安心して生活できる地域社会の実現について、第6期遠軽町障がい者計画及び障がい福祉計画に基づき、障がい者及び障がい者世帯それぞれの状況に応じた各種支援を推進すべきです。

(4)社会福祉事業者との連携については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、社会福祉事業者を取り巻く環境が大変厳しい状況にあることから、さらに連携を密にするとともに事業者に対する支援を講ずるべきです。

また、介護の担い手不足については喫緊の課題であることから、取組を強化すべきです。

第2項の介護保険に関する事項については、介護保険制度について、遠軽町高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画に基づき、医療・福祉等関係機関と連携し、介護サービスの向上を図るべきであり、また、ボランティアなど地域の多様な人材を活用し、地域の助け合いや支えあいを進め、生活支援体制整備を推進すべきです。

第3項の保健衛生に関する事項については、地域医療体制について、継続して医師確保に努めるべきであり、また、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中、地域医療の提供や確保のため、国や道と連携し引き続き支援を行うべきです。

第4項の環境衛生に関する事項については、特に（2）空家等対策の推進に当たっては、特定空家対策の計画について早期に策定し、これに基づく実施に取り組むべきです。

第5項の住民生活に関する事項については、特に（1）交通安全対策の推進について、道路交通網の整備・充実により交通量が増加及び変化していることから、交通事故防止に向け、全ての住民が安全・安心に歩行できる歩道等の整備を関係機関と連携し、実施すべきです。

第6項の子育て支援に関する事項については、子育て環境について、子ども・子育て会議とよく協議し、今後もきめ細やかな事業を実施していくべきです。

また、遠軽町子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育て世代包括支援センターの活用を引き続き図るべきです。

以上で、民生常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

○議長（杉本信一君） 次に、経済常任委員長の報告を求めます。

山本経済常任委員長。

○経済常任委員長（山本 悟君） 令和3年第7回遠軽町議会臨時会において、承認を得ました経済常任委員会所管事務調査について、別紙のとおり調査を終了しましたので、遠軽町議会会議規則第77条の規定により報告します。

次ページをお開き願います。

当常任委員会の所管事務調査の項目については、主な内容について読み上げて報告とします。

第1項の農業及び林業に関する事項については、（1）農業について、数々の国際問題等が影響し、肥料、飼料、燃料等の価格が急激に値上がりする中、農畜産物の振興と安定供給のためには関係団体等と連携し、農業施策を見直すとともに、農業経営に対する支援を講ずるべきです。

（2）林業について、森林環境譲与税を活用した森林整備の着実な推進や森林資源の循環利用を通じて、林業・木材産業の成長産業化を実現するため、森林づくりを担う事業者や人材の育成に必要な支援措置を講ずるべきです。

第2項の商工業及び観光産業に関する事項については、（1）商工業について、関係諸

団体と連携協議し、振興策の実現に向け、地場産品等の研究開発やPR、企業の振興・育成等を推進すべきです。

商店街の活性化については、メトロプラザのオープンを契機に、コミュニティー機能を重視したコンパクトなまちづくりに取り組み、地域にふさわしい商店街活性化を推進すべきです。

また、起業推進対策については、制度の推進のため広報等周知を図り、起業の支援を促進すべきです。

(2) 観光産業について、町の観光環境も「遠軽森のオホーツク」を中心に大きく変化し、新たな観光施策が展開されていることから、観光客誘致等の計画見直しや地域の特色を生かした観光の在り方を再検討すべきです。

第3項の消費及び労政に関する事項については、コロナ禍や円安・原油高などに由来する世界及び国内経済の変化に大きな影響を受けている事業所を守り、地域経済の活性化を図るためにも、引き続き業種に応じた手厚い支援を講ずるべきです。

第4項の道路及び河川に関する事項については、(1) 道路について、道路改良及び道路維持については、地元住民の意見を十分に把握するとともに、計画的な道路整備をさらに推進すべきです。

また、橋梁長寿命化計画に基づき、橋梁の整備を計画的に進めるべきです。

第5項の公営住宅及び建築に関する事項については、住宅建設については、民間の住宅や集合住宅の需要及び空き家状況を勘案し、総合的に検討するとともに、既存の住宅の修善・改修に当たっては、遠軽町町営住宅長寿命化計画に基づき、利用状況の推移を見ながら執行すべきです。

第7項の都市計画に関する事項については、都市計画マスタープランの推進について、関係機関と連携を図り、総合的・計画的なまちづくりに努めるべきであり、また、メトロプラザのオープンを起因に、駅前開発について見直しを図っていくべきです。

第8項の公共下水道事業に関する事項については、特に下水道処理区域について、下水道処理区域内での効率性を高めるために、普及促進を推進すべきであり、また、未整備地区については、計画的な整備に取り組むべきです。

第9項の水道事業に関する事項については、水道施設の整備、水源周辺の保全については、引き続き適切かつ安定した水量と水質管理に留意するとともに、常に災害時を想定した滞水池施設の管理運営をすべきです。

以上で、経済常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

○議長(杉本信一君) 以上をもって、各常任委員長の報告を終わります。

日程第45 常任委員会及び議会運営委員会所管事務調査通知を行います。

閉会中における各委員会の所管事務調査について、会議規則第73条第1項及び第2項並びに第75条の規定により、お手元に配付のとおり各委員長から申出があります。

お諮りします。



本件について、各常任委員長及び議会運営委員長の申出のとおり、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本件については、各委員長の申出のとおり決定しました。

---

#### ◎閉会宣告

○議長(杉本信一君) 以上をもって、本定例会の会議に付された事件は、全部終了しました。

会議を閉じます。

以上で、令和4年第6回遠軽町議会定例会を閉会いたします。

午前10時53分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議	長	杉本信一
署名	議員	白幡隆一
署名	議員	山石敬二